

高齢・障害・求職者雇用支援機構 第3期中期目標・中期計画(案)の概要

- 第2期中期目標期間満了に伴い、「高障求機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(H25.1.21政独委長通知)及び「高障求機構の組織・業務全般の見直しについて」(H25.1.28厚生労働省決定)等を踏まえ、第3期中期目標期間に係る中期目標・中期計画を策定。概要は以下のとおり。
- 第3期中期目標期間 **平成25年4月～平成30年3月までの5年間**【中期目標 第1】

第2 業務運営の効率化【中期計画 第1、第5】

1 組織体制の見直し

- **本部管理部門**のスリム化(**統合後3年以内に▲19名以上**)
- **本部業務部門**の業務量等に見合った**体制の点検**、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう**業務運営体制を再構築**
- **地方組織の管理事務処理体制の一元化**
- **地方施設**(ポリテクセンター等を除く)について、**同一地域に複数設置されている状況を可能な限り解消**

2 経費の節減

- 一般管理費:最終事業年度において、平成24年度予算と比べて**15%以上の節減**
- 業務経費:最終事業年度において、平成24年度予算と比べて**5%以上の節減**(宿舍等業務を除く)
- 人件費:国の給与水準を考慮し厳しく見直し(最終事業年度において、平成24年度予算と比べて**5%以上の節減**)

3 保有資産の見直し

- 職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地について、平成25年度以降に売却・国庫納付
- 職員宿舍について、既往の閣議決定等の政府方針に基づき、今後5年を目途に廃止等の措置を講じ、国庫納付

4 その他

- 基幹ネットワークシステムに係る保守・運用委託業務について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施し、経費節減

1 共通事項

- 個々の事業主等とのネットワークの構築、高齢者・障害者・職業訓練の各業務に関する情報提供等の取組を通じた連携強化
- 法人統合による、これまでの両機構(旧高齢・障害者雇用支援機構と旧雇用・能力開発機構)で培ったノウハウを共有・結集し、各支援対象者に共通した支援技法の検討、これまでの研究・開発成果を踏まえた新たな活用方法の検討等

2 高齢者雇用関係業務

- 高齢者雇用の給付金について、適正かつ効率的な支給事務の実施と効果的活用の促進に向けた周知・広報(説明会:毎年度500回以上実施)
- 高齢者雇用アドバイザーについて、スキル向上のための研修の充実や支援ツールの開発による効果的な相談・援助等の実施・充実(相談・援助件数:毎年度30,000件、改善した事業主:70%以上)
- 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成について、シンポジウム等の各種行事の開催、好事例の選定・表彰等の啓発広報活動の実施等の国民運動を推進

3 障害者雇用関係業務

- 障害者職業地域センターにおいて、障害者個々の特性に応じた総合的かつ効果的な職業リハビリテーションを実施(期間中、地域センターにおいて147,000人以上(うち精神障害者49,000人以上、発達障害者22,000人以上)に対して支援を実施)するとともに、事業主に対する障害者の雇用管理に関する専門的支援、地域の関係機関に対して職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施
- 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発を行い、その普及・活用を推進

<続く>

- 障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金等の適正な支給を行うため、より厳正な審査を実施するほか、納付金申告対象事業主に対して調査を的確に実施することにより、障害者雇用納付金については、常用雇用労働者数が200人を超える事業主については99%以上を維持、100人を超え200人以下の事業主については、中期目標期間終了時までに同様の収納率を目指す
- 障害者雇用納付金に基づく助成金について、支給業務の進捗状況の管理を行い、効率的な業務を実施するとともに、適正な審査と支給申請事業所に対する計画的な調査による不正受給の防止
- 職業訓練指導員を対象とした長期の実務演習等による障害者職業能力開発校等での特別支援障害者等受入の促進に係る取組の強化等

4 職業能力開発業務

- PDCAサイクルによる訓練コースの見直しや、地域ニーズを踏まえた環境・エネルギー等の新分野に関連するものづくり訓練コースの開発等による効果的な職業訓練の実施
- きめ細やかな就職支援等により、離職者訓練の就職率80%以上、高度技能者養成訓練の就職率95%以上を目標。事業主ニーズ等に基づく職業訓練の実施により、在職者訓練の受講生・事業主からの評価90%以上を目標
- 職業訓練指導員を養成するハイレベル訓練(仮称)の創設や、現職の職業訓練指導員を対象としたスキルアップ訓練の拡充等の職業訓練指導員養成訓練の見直しの実施
- 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるための支援を実施
- 機構が有する職業訓練ノウハウを活用した指導・助言等による求職者支援制度に基づく訓練認定業務等の的確な実施
- ポリテクセンター等の都道府県への移管に関して、厚生労働省と密接に連携して、ポリテクセンター等が設置されている全都道府県にポリテクセンター等が直接訪問して移管協議を進めるなど移管協議を主体的かつ積極的に実施

第4 財務内容の改善【中期計画 第3、第4、第6】

- 1 管理業務の節減、効率的な施設運営により、固定的経費を節減。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。
- 3 障害者雇用納付金に係る積立金については、制度の趣旨にかんがみ、適正な運用・管理を行う。
- 4 雇用促進住宅業務【暫定業務】については、以下に従い譲渡等を推進する。
 - (1) 既往の閣議決定に基づき、遅くとも平成33年度までにすべての雇用促進住宅の譲渡・廃止を完了
ただし必要と認められる間、震災による被災者等に対する支援策として、雇用促進住宅を活用することとし、現に入居している者への配慮をしつつ実施
 - (2) 独立採算による合理的な経営
 - (3) 譲渡等が完了した雇用促進住宅については、国庫納付

第5 その他【中期計画 第2】

- 1 ニーズの的確な把握
 - 事業の周知や関係機関への協力要請等の積極的な実施等、要望・意見等の聴取
- 2 利便性の向上
 - 利用者へのアンケート調査の実施・活用
 - 申告・申請手続の簡素化及び業務処理システムの改定など、適正かつ効率的に実施
- 3 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実等
- 4 内部統制の充実・強化
- 5 情報セキュリティ対策の推進
- 6 既往の閣議決定等に応示された政府方針に基づく取組の着実な実施